

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年6月5日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年4月26日午後2時頃、JR奈良駅南特定土地区画整理事業地内において、本市管理地に不法に置かれていたコンクリートパネルが突風にあおられ、自宅駐車場に駐車していた相手方の乗用車が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 756,000円